

事 務 連 絡
令和2年3月19日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・政令指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

住宅用火災警報器等の配布モデル事業への協力について

標記について、一般社団法人全国消防機器協会から事業の実施に係る協力依頼がありました。(別紙参照)

本事業は、消防庁が実施している「住宅防火・防災キャンペーン(実施期間9月1日～9月21日)」にあわせて実施されるもので、高齢者世帯に対し無料で住宅用火災警報器等を配布する事業です。

住宅防火対策の推進に寄与することが期待されますので、ご協力についてご検討いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事業に関する問い合わせ及び申請につきましては、下記事務局にお願いします。

記

【問い合わせ及び申請先】

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館 3階
一般社団法人 全国消防機器協会「社会貢献委員会」事務局

T E L 03-3595-1868

F A X 03-3595-0189

Eメール shouboukiki@nfes.or.jp

【担当】

消防庁予防課予防係 吉田・道川

電話：03-5253-7523

E-mail: k.michikawa@soumu.go.jp

全消機協第 15 号
令和2年3月19日

消 防 庁
予 防 課 長 白 石 暢 彦 様

一般社団法人全国消防機器協会
会 長 橋 爪 毅



「社会貢献委員会」が実施する住宅防火・防災キャンペーンにあわせた住警器等の配付モデル事業への協力について(お願い)

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務につきまして、多大なご指導ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、一般社団法人全国消防機器協会(以下「協会」という。)におきましては、住宅火災や地域の安全・安心に対する消防防災を取り巻く社会情勢を踏まえ、協会及び傘下の団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献を積極的に行うこととしております。このため、平成16年7月に「社会貢献委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、活動しているところであります。

特に、平成23年6月から、全国のすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことを踏まえ、さらに住民一人ひとりが住宅防火に関心をもつていただくために、これらの機器の普及に係る広報・普及啓発活動の一助となすため、全国の20地域の高齢者世帯に住宅用火災警報器、住宅用消火器及び防災品を贈呈させていただいております。

令和2年度につきましては、更なる住民の住宅防火に対する意識の高揚並びに住宅用火災警報器の更なる普及や円滑な取替え並びに住宅用消火器及び防災品の普及促進を図るため、別添2「住警器等配付モデル事業実施要綱」を策定しました。

この要綱に基づき、地域の高齢者世帯に対する住宅用火災警報器、住宅用消火器及び防災品の配付及び取付けを行うモデル事業を下記のとおり実施することとし、全国各都道府県内の市町村及び消防本部に対して、当該モデル事業実施希望者の募集を行うことといたしました。(事業の概要については、別添1参照)

つきましては、当該事業が円滑に実施できますよう、貴庁から各都道府県にご協力方のお口添えを賜りたく、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 配付対象地区

配付対象地区は、住宅防火モデル地区、住宅防火対策推進協議会(連絡会等を含む。)等が整備されている市区町村又は消防本部内の地区で、次の要件を満たし、かつ、配付及び取付け等の事業に協力が可能な地区とする。

- (1) 1地区当たり配付対象となる高齢者等(災害時要援護者を含む。)のみの所帯が、概ね100世帯以上であること。なお、1地区でこの要件を満たさない場合にあっては、複数の地区とすることができる。

- (2) 配付事業を行う事により、住警器、消火器及び防災品についての普及の促進に効果があると認められること。
- (3) 消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ、自治会等の協力により、配付した住宅用火災警報器及び住宅用消火器の取り付けが行え、火災などの災害時に高齢者への支援体制ができる環境が整っていること。
- (4) 原則として、配付事業実施地区は、過去に当「社会貢献委員会」等から住警器等の配付を受けていないこと。

なお、申請団体が過去に申請されている場合でも、配付事業の実施を予定している地区が異なる場合には、対象となります。

- (5) 配付事業実施地区決定後又は配付事業実施にあたっては、当該地区の住民や報道機関等に対し、配付事業の内容、実施等について積極的に広報し、情報提供を行うこと。

2 配付予定の住警器、消火器及び防災製品

- (1) 住警器は、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」(平成17年1月25付け総務省令第11号)に適合する警報器とし、配付個数は原則として一地区当たり概ね100個とする。
- (2) 消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(平成12年9月14付け自治省令第44号)に適合する住宅用消火器とし、配付本数は原則として一地区当たり概ね25本とする。
- (3) 防災品は、公益財団法人日本防災協会が認定する防災品のうち、防災エプロン及び防災アームカバーとし、配付セットは原則として一地区当たり概ね25セットとする。

3 住警器等の贈呈式及び住宅防火対策講演会の実施地区の募集

配付モデル事業実施地区決定後において、1乃至2地区において贈呈式及び住宅防火対策講演会を当全国消防機器協会及び実施地区団体(申請者など)との共催により行う予定としており、協力いただける団体を募集します。

5 申請書

「住警器等配付モデル事業実施要綱」(別添2) 別記様式による。

6 申請期限

令和2年5月29日(金) 必着
(電子メール、FAXでの申込みも可とします。)

7 申請書提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館 3階
一般社団法人 全国消防機器協会 「社会貢献委員会」
TEL 03-3595-1868 FAX 03-3595-0189
Eメール shouboukiki@nfes.or.jp

事務局 (担当者 橋本/鈴木(麻))

「社会貢献委員会」が実施する令和2年度敬老の日の「住宅防火・防災キャンペーン」にあわせて住警器等配付モデル事業について(概要)

一般社団法人全国消防機器協会
「社会貢献委員会」

1 事業内容

- (1) 住宅防火対策推進の観点から昨年度に引き続き、火災等の災害時に高齢者への支援体制ができる環境が整っている高齢者世帯(災害時要援護者を含む。)に対する住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)、住宅用消火器(以下「消火器」という。)及び防災品(防災エプロン及び防災アームカバー)の配付事業を行う。
- (2) 配付する住警器は2,000個(煙式のもの)、消火器は500本及び防災品は500セットとし、1団体あたり、原則として、住警器は100個、消火器は25本、防災品は25セットを配付する。
- (3) 配付先団体は、当委員会が選定する地区の団体(概ね20団体)とする。
- (4) 配付する者は、一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」とする。

2 実施方法

- (1) 当該事業は、消防庁の協力を得て、当協会「社会貢献委員会」が行う。
- (2) 配付対象地区については、当委員会が定める「令和2年度住警器等配付モデル事業実施要綱」に基づき選定する。
- (3) 配付及び取り付け時期
9月17日の敬老の日を中心に行われる「住宅防火・防災キャンペーン」に併せて実施(9月1日～21日)。

3 スケジュール

令和2年3月26日 「社会貢献委員会」開催 実施計画・要綱等の決定

↓

3月下旬

消防庁予防課長宛機器協会会長名モデル事業実施に関する全国への通知の依頼

↓

4月上旬～5月下旬

モデル事業実施地区の公募の開始

募集期間は、4月及び5月の2ヶ月間とする予定

- ① 消防庁から各都道府県を經由し、市町村・消防本部に募集の呼びかけ
- ② 機器協会ホームページに掲載
- ③ 月刊フェスク4月号(日本消防設備安全センター発行)に掲載

※ 募集の締め切り 令和2(2020)年5月29日(金)

↓

6月中旬 応募書類の整理及び予備審査

↓

6月下旬 配付モデル実施地区選定委員会の開催（実施地区の決定）

↓

7月上旬 配付先への決定通知。消防庁へ報告（予定）。
対象外となったところに対する通知

↓

8月中 配付開始（予定）

予め、モデル事業実施地区決定の申請者に次の団体又は企業から連絡をします。

住警器 一般社団法人 日本火災報知機工業会（会員企業）

消火器 一般社団法人 日本消火器工業会（会員企業）

防災品 公益財団法人 日本防災協会

↓

9月

住宅防火・防災キャンペーン（敬老の日を含む期間9月1日から21日まで）に合わせて住警器、消火器及び防災品を配付・取り付け

※ 住警器等の贈呈式及び住宅防火対策後援会

日時場所は、協力していただける地区（1乃至2地区）と調整の上実施

令和 2 年度 住警器等配付モデル事業実施要綱

令和 2 年 3 月 1 9 日 制定

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」

第 1 目的

住宅火災による死者を低減させるためには、住民一人ひとりが住宅防火に関心をもつこと、また、火災を早期に発見するとともに初期消火することが必要である。

このため、一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」(以下「社会貢献委員会」という。)では、全国の高齢者(災害時要援護者のうち避難行動要支援者を含む。)世帯に対し、住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)、住宅用消火器(以下「消火器」という。)及び防災品の配付モデル事業を行い、住民の住宅防火に対する意識の高揚及び住警器、消火器及び防災品の普及促進を行うことを目的とするものである。

第 2 住警器、消火器及び防災品

配付する住警器、消火器及び防災品(以下「住警器等」という。)は、次のものとする。

- 1 住警器は、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年1月25日総務省令第11号)に適合する警報器(煙を感知する性能を有する住宅用火災警報器。)とする。
- 2 消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令(平成12年9月14日自治省令第44号)に適合する住宅用消火器とする。
- 3 防災品は、(公財)日本防災協会が認定する防災品のうち、防災エプロン及び防災アームカバーとする。

第 3 配付モデル事業実施地区

住警器等の配付モデル事業(以下「配付事業」という。)は、市町村(又は消防本部)内の地区のうち、高齢者世帯の占める割合が多く、かつ、住宅防火対策の推進について、自主的な取り組みを実施している住宅防火モデル地区、住宅防火対策推進協議会(連絡会等を含む。)、自治会等が整備されている地区を対象とし、20地区を限度に選定する。

第 4 配付事業実施地区の要件

配付事業実施地区の要件は、次のとおりとし、当該地区において配付事業が円滑に行うことができること認められる地区とする。

- 1 一地区当たり配付対象となる高齢者(災害時要援護者のうち避難行動要支援者を含む。)のみの所帯が、概ね100世帯以上であること。なお、1地区でこの要件を満たさない場合にあつては、複数の地区とすることができること。
- 2 配付事業を行う事により、住警器、消火器及び防災品についての普及の促進に効果があると認められること。
- 3 消防団、女性防火クラブ、自治会等の協力により、配付した住警器、消火器及び防災品の配付、設置等が適正に行うことができ、かつ、火災などの災害時に高齢者(災害時要援護

者を含む。)への支援体制の環境が整っていること。

- 4 原則として、配付事業実施地区は、過去に当「社会貢献委員会」から住警器、消火器又は防災品の配付を受けていないこと。

なお、申請団体が過去に申請されている場合でも、配付事業の実施を予定している地区が異なる場合には、対象となること。

- 5 配付事業実施地区決定後又は配付事業実施にあたっては、当該地区の住民や報道機関等に対し、配付事業の内容、実施等について積極的に広報し、情報提供を行うこと。

第5 住警器等の贈呈式及び住宅防火対策講演会の実施地区の募集

配付事業実施地区決定後において、贈呈式及び住宅防火対策講演会を当全国消防機器協会及び実施地区団体(申請者など)との共催により行う予定としており、協力いただける団体については、申請時にその旨を明記していただきたいこと。

なお、贈呈式及び住宅防火対策講演会については、1ないし2地区において実施を予定しておりその概要は、次の通りであるが、具体的な実施にあたっては協力をお願いする団体と、別途協議することとしていること。

1 贈呈式

当全国消防機器協会会長から事業実施団体の代表の方に直接贈呈させていただくこととし、概ね30分程度を予定していること。

2 住宅防火対策講演会

次に掲げる内容について、概ね2時間程度を予定していること。

- ① 住宅防火対策全般についての情報提供
- ② 住宅用防災機器の性能機能や設置等に関する技術的情報の提供
- ③ その他

第6 配付事業実施地区の選定方法

- 1 配付事業実施地区の選定については、応募のあった地区を対象に、「住警器等配付モデル事業実施地区選定委員会」において審議し、決定する。

なお、審査は、提出された申請書により行うこととしており、当該申請書に記載されている配付事業実施地区の実情、活動内容等に関する事項が対象となる。

- 2 配付事業実施地区は、各都道府県において、原則として、2地区以内とする。

ただし、当該地区において、特段考慮すべき事項や特に高い社会貢献が認められる事業提案が有るなど、選定委員会において決定した場合にあってはこの限りではない。

第7 配付する住警器、消火器及び防災品の数量

- 1 配付する総数は、住警器2,000個、消火器500本及び防災品500セットとする。
- 2 一地区当たり、原則として、住警器100個、消火器25本及び防災品25セットを配付する。

第8 申請手続等

- 1 第4に掲げる要件に該当し、住警器、消火器及び防災品の配付事業を希望する者は、「住警器等配付モデル事業申請書」(別記様式)により、「社会貢献委員会」宛申請するものとする。

- なお、申請書類等は、極力、電子データとし、メールにより、送信されたいこと。
- 2 社会貢献委員会は、住警器等配付モデル事業実施地区を決定した場合には、当該地区に係る関係者(申請者)に「住警器等配付モデル実施地区決定書」で、通知するものとする。
なお、住警器等配付モデル事業実施地区を決定については、当機器協会のホームページにも掲載する。
また、併せて、住警器の交換回収事業並びに贈呈式及び住宅防火対策に関する講演会(研修会)に業力いただける団体についても、通知することとする。
 - 3 住警器等配付モデル事業実施地区に選定されなかった申請者等に対しても、その旨を通知する。

第9 住警器、消火器及び防災品の維持管理等

- 1 配付後住宅に設置された住警器及び消火器の維持管理については、配付事業実施地区の責任者(申請者)において、配付者に対し必要な情報等を提供し、適正に行われるよう配慮するものとする。
- 2 住宅用消火器は、火災発生後迅速かつ円滑に操作し、消火することが求められることから、配付対象者の選定にあたっては、世帯構成、火気使用設備機器等の使用状況等を考慮するものとする。
- 3 防災品については、配付者に対し必要な情報等を提供し、調理時等には必ず着用するなど、適正に使用されるように配慮するものとする。

第10 その他

- 1 住警器等の配付事業を実施した後に、完了した旨の連絡をお願いしたいこと。
なお、配布モデル事業は、極力、住宅防火防災キャンペーン期間中に贈呈を行い、少なくとも年内には配付、取り付けを完了されたいこと。
- 2 住警器等配付モデル事業実施の実施に当たっては、モデル事業実施主体(申請者等)から、確実にモデル事業実施地区の責任者等に配付、贈呈が行われるように考慮すること。
- 3 住警器等配付モデル事業は、住警器等の普及等を推進していただくために実施することから、その実施に際しては、改めて住警器等の設置の推進、住警器の機能低下(電池切れ、設置後10年以上経過等)に伴う交換の推奨や総合的な住宅防火対策の充実強化の推進等を効果的に行うため、広報活動に努めること。
- 4 住警器等の配付事業実施後概ね1年後に、改めて、配付後の効果等に関するアンケート調査の依頼を行うこととしていること。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から実施する。

令和2年度 住警器等配付モデル事業申請書

令和2年 月 日

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」殿

申請者

名称 _____

住所 _____

代表者氏名 _____

連絡担当者氏名 _____

連絡担当者住所 _____

TEL _____ FAX _____

Eメール _____

住警器等配付モデル事業について、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業を実施する地区（住宅防火モデル地区、協議会、自治会等）の名称等
名 称 _____
代表者役職 _____
氏 名 _____
指定（制定）年月日 年 月 日
- 2 モデル事業実施地区の状況
 - (1) 実施地区の概況
 - ① 名 称 _____
 - ② 世帯数及び人口 世帯 _____ 人
 - ③ 住警器の普及率 _____ %
 - (2) 実施地区内の高齢者（災害時要援護者を含む。）のみの世帯数
約 _____ 世帯
 - (3) 事業実施の協力体制（消防団、婦人防火クラブ、自治会等）
（住警器、消火器及び防災品の配付・設置等に協力が得られる組織の状況）
協力が得られる組織数 _____ 組織
" 人数 _____ 人
 - (4) 過去に市町村等から、無償で住警器、消火器、防災品の給付を受けていますか。
有り ・ 無し

有りの場合内容を追記

(5) 過去に住宅防火対策等関し、表彰等を受けていますか。

有り ・ 無し

有りの場合内容を記載

(6) 住警器、消火器及び防災品の普及、設置、使用法等の啓発活動の状況について、現在取り組んでいる又は今後取り組もうと考えている内容を、具体的に箇条書きで下欄にご記入下さい。

(7) 住宅防火対策に積極的に取り組んでいる内容(前年度の活動等を含む。)等について、具体的に箇条書きで下欄にご記入下さい。

- 3 住警器等配付モデル事業の実施にあたり、実施予定地区について特筆すべき状況、事情等について、具体的に箇条書きで下欄にご記入下さい。

留意事項

- ※1 2(6)、(7)及び3 については、状況が把握できるよう具体的に、かつ、詳細に記載をお願いいたします。
- ※2 用紙に記入できない場合には、別葉を追加して下さい。
- ※3 参考となる資料等がありましたら、別途添付して下さい。

- 4 贈呈式及び住宅防火対策講演会の実施への協力について
(※ 希望する場合のみ記載して下さい。)

希望する。

贈呈式・講演会(研修会)共催団体名 _____

講習会 参加予定人数 約 _____ 名

- ※ その他意見・要望等がございましたら記載して下さい。

「社会貢献委員会」の活動状況について

一般社団法人 全国消防機器協会（以下「協会」という。）は、社会の安全・安心に資するため、外部有識者を交えた「社会貢献委員会」（以下「委員会」という。）を平成16年に設置し、協会及び傘下団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献活動を行っています。

平成16年度から30年度までの社会貢献委員会の活動状況等は、次の通りです。

1 「社会貢献委員会」の活動状況

（1）平成16年度

- ① 平成16年7月 「社会貢献委員会」を設置
- ② 平成16年9月 住宅防火対策推進協議会経由で、高齢者に向けた住宅用火災警報器を全国3地域（東京消防庁、名古屋市消防局、金沢市消防本部）に1,000個寄贈
- ③ 平成16年10月 新潟県中越地震被災者へ義援金を寄贈

（2）平成17年度

- ① 平成17年5月 福岡県西方沖地震被災地の玄界島に対し、可搬消防ポンプ1台を贈呈
- ② 平成17年11月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器2,000個を全国10地域に寄贈

（3）平成18年度

平成18年11月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器2,000個を全国15地域に寄贈

（4）平成19年度

平成19年11月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器2,000個を全国20地域に寄贈

（5）平成20年度

平成20年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器2,000個及び住宅用消火器500本を全国20地域に寄贈

（6）平成21年度

平成21年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器4,000個及び住宅用消火器500本を全国25地域（その他に住宅用火災警報器のみを4地域）に寄贈

（7）平成22年度

- ① 平成22年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器4,000個及び住宅用消火器500本を全国25地域（その他に住宅用火災警報器のみを5地域）に寄贈
- ② 平成23年3月 東北地方太平洋沖地震被災者へ義援金を寄贈

(8) 平成 23 年度

平成 23 年 10 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個を全国 20 地域に寄贈

(9) 平成 24 年度

平成 24 年 10 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個及び住宅用消火器 500 本を全国 20 地域に寄贈

(10) 平成 25 年度

平成 25 年 8 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個及び住宅用消火器 500 本を全国 20 地域に寄贈

贈呈式

東京都墨田区の石原三丁目町会に対して（東京消防庁 本所消防署）

(11) 平成 26 年度

平成 26 年 8 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個及び住宅用消火器 500 本を全国 20 地域に寄贈

贈呈式

日立市女性防火クラブ連絡協議会久慈濱女性防火クラブに対して（日立市消防本部）

(12) 平成 27 年度

平成 27 年 8 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個、住宅用消火器 500 本及び防災品（防災エプロン及び防災アームカバー）500 セットを全国 20 地域に寄贈

贈呈式 平成 27 年 9 月 2 日（金） 午後

沖縄県名護市世富慶区自主防災会に対して（名護市役所 庁議室）

住宅防火対策等に関する研修会

（共催 名護市消防本部・一般社団法人 全国消防機器協会）

(13) 平成 28 年度

ア 平成 28 年 6 月 熊本地震被災者へ義援金を寄贈

イ 平成 28 年 8 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個、住宅用消火器 500 本及び防災品（防災エプロン及び防災アームカバー）500 セットを全国 20 地域に寄贈

贈呈式 平成 28 年 9 月 12 日（月）9 時 30 分から

あぶたふれ合いセンター大会議室（西胆振消防組合消防本部・伊達消防署）

洞爺湖町幼少年婦人防火委員会に対して贈呈

住宅防火対策等に関する講演会 同日 10 時から

あぶたふれ合いセンター大会議室

（共催 西胆振消防組合消防本部・一般社団法人 全国消防機器協会）

ウ 住警器の交換回収事業（龍ヶ崎市・龍ヶ崎市婦人防火クラブ協議会）

(14) 平成 29 年度

ア 平成 29 年 8 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個、住宅用消火器

500本及び防災品（防災エプロン及び防災アームカバー）500セットを全国20地域に寄贈

贈呈式 平成29年9月2日(土)9時30分から
清水ふれあいホール(静岡市日本平消防署)
清水地区連合自治会に対して住警器等の贈呈
住宅防火対策等に関する講演会 同日10時から
清水ふれあいホール
(共催 静岡市日本平消防署・一般社団法人 全国消防機器協会)

イ 住警器の交換回収事業（静岡市清水区・静岡市日本平消防署）

(15)平成30年度

ア 平成30年8月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器2,000個、住宅用消火器500本及び防災品（防災エプロン及び防災アームカバー）500セットを全国20地域に寄贈

贈呈式・講演会 平成30年9月9日(日)9時30分から松山市小野公民館において開催すべく準備を進めていましたが、開催当日、松山市を含む愛媛県下に「大雨洪水警報」が発表され、一部の地域に対しては避難勧告が出されるなどの状況から、中止を決定。

イ 住警器の交換回収事業（松山市消防局・尾道市消防局）

ウ 平成30年8月 西日本豪雨による被災者を救援するための義援金の贈呈

(16)令和元年度

ア 申請・決定状況等

3月28日に社会貢献委員会を開催し、平成31年「住宅防火・防災キャンペーン」（9月1日から9月21日まで）にあわせて、住宅用火災警報器・住宅用消火器及び防災品を配付する事業を、社会貢献事業の活動計画として決定し、募集したところ25道府県53地区から申請があり、7月11日(木)に選定委員会を開催し、全国の20地区に住宅用火災警報器2,000個、住宅用消火器500本及び防災品500セットを、寄贈することとした。（寄贈した住宅用火災警報器は、一般社団法人日本火災報知機工業会から、住宅用消火器は日本消火器工業会及び防災品は日本防災協会からそれぞれ提供を受けた。）

イ 贈呈式・講演会の実施

令和元年度は、15の府県の20地区を対象に、1地区当たり住宅用火災警報器（100個）、住宅用消火器（25本）及び防災品（防災エプロン及び防災アームカバー）（25セット）を寄贈させていただきました。

令和元年度の贈呈式は、令和元年9月3日(火)14時から南国市ザ・ミーニッツ会議室において開催し、遠山副会長から南国市女性防火クラブ連合会会長白山様、副会長立田様に住警器等の贈呈を行いました。

また、贈呈式には、南国市市長平山耕三様、市議会議長岡崎純男様をはじめ高知県危機管理部、南国市消防本部、消防団、女性防火クラブ連合会等の皆様など約30名の皆様に御列席を出席いただくと共に、消防庁予防課吉田予防係長、機器協会関係者が出席しました。

★ 住警器等贈呈式 ★

住警器等の贈呈式 次第	
	主催 一般社団法人全国消防機器協会
	日時 令和元年9月3日(火)14時から
	場所 南国市ザ・ミーニッツ会議室
開 会 (14時)	(司会 鈴木)
挨拶	一般社団法人全国消防機器協会 副会長 遠山 榮一
来賓紹介	
贈 呈	住宅用火災警報器等の贈呈
	受領者 南国市消防本部 消防長 小松 和英 様
	南国市女性防火クラブ連合会会長 白山 早苗 様
	南国市女性防火クラブ連合会副会長 立田 清子 様
	贈呈者 一般社団法人全国消防機器協会 副会長 遠山 榮一
謝 辞	南国市女性防火クラブ連合会会長 白山 早苗 様
記念撮影	※ 受領者側・来賓各位・贈呈者側 関係者
閉 会 (14時30分)	

★ 住宅防火対策講演会 ★

さらに、「住宅防火対策講演会」を14時40分からザ・ミーニッツ会議室において、南国市市長平山耕三様、市議会議長岡崎純男様をはじめ高知県危機管理部、南国市消防本部、消防団、女性防火クラブ連合会等の皆様など約100名の皆様の御出席をいただき、次のように開催しました。

住宅防火対策講演会 次第	
	共催 南国市消防本部
	一般社団法人全国消防機器協会
開 会 (14:40)	(司会 鈴木)
◆挨拶	一般社団法人全国消防機器協会 副会長 遠山 榮一
	南国市消防本部 消防長 小松 和英
◆来賓挨拶	南国市 市長 平山 耕三 様
◆来賓紹介	
◆講 演 (15:00)	
1	住宅防火対策等の現状 (45分) 消防庁予防課 予防係長 吉田 暁
2	住警器に関する取組み等について (15分)
	一般社団法人日本火災報知機工業会
	住宅防火推進委員会 委員長 山本 浩史
3	住宅用消火器と消火器リサイクルシステム (15分)
	一般社団法人日本消火器工業会 常務理事 宮崎 勝美
4	身の回りの防災化による防火の推進 (15分)
	公益財団法人日本防災協会 常務理事 渡邊 洋己
5	その他情報提供 (10分)
	一般社団法人全国消防機器協会 常務理事 鈴木 和男
閉 会 (16:40)	

ウ 「令和元年台風第19号及び第15号による災害の被害者に対する義援金の寄贈」標記について、機器協会傘下15団体及び機器協会からの義援金として、総額245万円が集まった。

この義援金については、日本赤十字社の「令和元年台風第19号災害義援金」及び「令和元年台風第15号千葉県災害義援金」として、下記の通り配分し、それぞれ専用の口座に12月5日に振り込みを行った。

- ① 「令和元年台風第19号災害義援金」として金220万円(約10分の9)
- ② 「令和元年台風第15号千葉県災害義援金」として金25万円(約10分の1)

※ 住警器等配布事業(平成16年度から令和元年度まで)の実績

年度	住警器	消火器	防災製品	申請件数	実施地区	
平成16年度	1,000			10	3	
平成17年度	2,000			14	10	
平成18年度	2,000			15	15	
平成19年度	2,000			40	20	
平成20年度	2,000	500		63	20	
平成21年度	4,000	500		81	25	住警器のみ29
平成22年度	4,000	500		67	25	住警器のみ30
平成23年度	2,000			30	20	
平成24年度	2,000	500		39	20	
平成25年度	2,000	500		34	20	
平成26年度	2,000	500		24	20	
平成27年度	2,000	500	500	30	20	
平成28年度	2,000	500	500	32	20	※1
平成29年度	2,000	500	500	46	20	※2
平成30年度	2,000	500	500	49	20	※2
令和元年度	2,000	500	500	53	20	
合計	35,000	5,500	2,500	627	298	

注 ※1 住警器の交換回収事業 住警器100個(2,000個の内数)
 ※2 住警器の交換回収事業 住警器100個(2,000個の外数)